

第 25 回京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：令和 3 年 12 月 22 日（水）13 時 30 分から

（開始）

○事務局（山村室長）

委員の皆様方，ありがとうございます。

それでは，ただいまから，第 25 回の京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催いたします。

本日，会員の皆様方には大変御多忙のところ，御出席承りまして誠にありがとうございます。

それでは着席して，御説明させていただきます。

この委員会は，地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いについて，透明性，客観性，公平性を確保するため，第三者の視点から客観的な審査を行っていただくことを目的としまして，京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取り扱いに関する条例に基づき結成したものでございます。当委員会の会議は原則公開としておりますので，よろしくお願いいたします。

なお，お手元に配布しております委員会資料のうち，参考資料として添付しております前回委員会の了解事項及び議事録につきましては，宮川現委員長に御了解をいただいたうえで共生社会推進室のホームページで，既に公表しております。御了解いただきますようお願いいたします。

それでは，議事に入ります前に，委員改選後，最初の委員会であり，また新たに御就任をいただきました委員の方がおられますので，最初に委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。

○事務局（山村室長）

木田稔委員でございます。

○木田委員

よろしくお願いいたします。

○事務局（山村室長）

松尾美幸委員でございます。

○松尾委員

松尾美幸と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（山村室長）

宮川孝広委員でございます。

○宮川委員

宮川孝広です。よろしくお願いいたします。

○事務局（山村室長）

今回から委員に御就任いただきました渡邊正子委員でございます。

○渡邊委員

渡邊正子でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（山村室長）

続きまして、委員会に出席しております本市の職員を御紹介いたします。
古川文化市民局長でございます。

○古川局長

古川でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○事務局（山村室長）

事務局の紹介をいたします。
共生社会推進室の後藤事業調整担当課長でございます。

○後藤課長

後藤です。よろしくお願いいたします。

○事務局（山村室長）

森事業推進担当課長でございます。

○森課長

森です。よろしくお願いいたします。

○事務局（山村室長）

水野人権文化推進課長でございます。

○水野課長

水野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（山村室長）

中野担当係長でございます。

○中野係長

中野です。よろしくお願いいたします。

○事務局（山村室長）

小松担当でございます。

○小松係員

小松です。よろしくお願いいたします。

○事務局（山村室長）

申し遅れました、最後に私，文化市民局共生社会推進室長の山村でございます。どうぞ，よろしくお願いいたします。

それでは，委員会の開催にあたりまして，古川文化市民局長から一言御挨拶を申し上げます。

○古川局長

改めまして，文化市民局長の古川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は，第 25 回の監理委員会の開会ということでございまして，この場をお借りして，一言御挨拶と御礼を申し上げます。

まずは委員の皆様方におかれましては，本監理委員会の委員の就任を快くお引き受けいただきましたこと，この場をお借りしまして，改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

また，年末のお忙しい中，こうしてお集まりをいただいたことに対しましても，御礼を申し上げます。

まず，この監理委員会の位置付けや性格につきましては，既に事務局から御説明をさせていただいておりますし，また本日も説明があらうかと思っておりますので，私からは省略をさせていただきます。これは少し個人的なことなのですが，私は 30 年以上，市役所におりますが，当時，この奨学金の返還請求をしていくことを本市として進めていくと耳にしたとき，正直申しまして，驚愕をしたことを昨日のことのように覚えています。私は同和行政に関わっていたこともあり，奨学金の制度について耳にしていたのですが，今まで市役所がやってきたことが，全てひっくり返るといいますか，まったく真逆のことをするというようなことで大変驚き，これは混乱するだろうと痛切に感じたことを本当に昨日のことのように思っています。

返還債務の手続，また人権への配慮という非常に難しい困難な課題に今までから直面してきている訳でございますが，監理委員会の委員の皆様方から，様々な御意見，御提言をいただき，何とか今までやってこられたのではないかと感じているところです。

本日も議題の中で，いろいろなケースについて御説明をさせていただきますけれども，客観性，公平性に私どもも重きを置いてございますので，是非とも忌憚のない御意見，御提言をいただき，その御意見等に対して，私どもも真摯に受け止めて，対応してまいりたいと思っておりますので，どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（山村室長）

古川局長は，他の公務の都合がございますので，申し訳ございませんが，ここで退席をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○古川局長

どうぞ，よろしくお願いいたします。

○事務局（山村室長）

それでは、会議を進行いたします。

議事に入ります前に、会議の成立について、確認いたします。

4人全ての委員の皆様方に御出席いただいております、条例に規定する定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことを確認いたします。

それでは、最初の議題である委員長を選出について、御審議をお願いいたします。

資料1を御覧願います。

委員長につきましては、条例の施行規則第4条第2項の規定に基づきまして、委員の互選により選出することと定められております。

委員の皆様方から、推薦のお願いをしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○木田委員

よろしいでしょうか。

宮川委員には、令和元年、それから令和2年度と委員長を務めていただきました。そのような実績を踏まえまして、引き続き宮川委員に委員長への就任をお願いするのがよいかと存じております。いかがでしょうか。

○事務局（山村室長）

ありがとうございます。

木田委員から、宮川委員の御推薦がございましたが、いかがでしょうか。

よろしければ、拍手で御同意をいただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（一同拍手）

○事務局（山村室長）

ありがとうございます。

それでは、賛同いただきましたので、宮川委員に改めて委員長をお願いしたいと思います。

宮川委員長、申し訳ございませんが、委員長席への移動をお願いいたします。

（宮川委員長、委員長席に移動）

○事務局（山村室長）

ありがとうございます。

それでは、規則第5条第2項の規定によりまして、会議の議長は委員長にお勤めいただくことになっておりますので、以後の会議の進行につきましては、宮川委員長にお願い申し上げます。

委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○宮川委員長

座ったままで、お話をさせていただきます。

改めまして、今、委員長をお受けすることになりました宮川でございます。よろしくお願いいたしますします。

コロナは現在、少し落ち着いておりますが、本日はとてもお寒い中、お集まりいただきありがとうございます。

1年に1回の開催になって初めての会議となり、渡邊委員におかれましては、初めて御参加いただいております。

いつも申し上げていることですが、我々のような内部のことが分からない者が、あえて委員でいろいろなものを見させていただいて、意見を申し上げようという場ですので、お気づきの点があれば遠慮なく御意見いただき、闊達な議論ができればと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、次の議題、委員長職務代理者の指名に移ります。

委員長職務代理者につきましては、規則第4条第4項の規定により、委員長があらかじめ指名することと定められております。

恐縮ではありますが、木田委員にお願いしたいと思っておりますが、木田委員、いかがでしょうか。

○木田委員

了解いたしました。

○宮川委員長

ありがとうございます。

それでは、木田委員に職務代理者になっていただいたということで、よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に入りたいと思います。

まず、報告事項ですが、奨学金等返還事務の取組状況について、まずは事務局から御報告をお願いいたします。

○事務局（後藤課長）

事務局の後藤です。着席にて御説明させていただきます。

資料2を御覧いただけますでしょうか。

奨学金等返還事務の取組状況を令和3年9月末日現在でまとめたもので、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの令和2返還年度分が終了した時点での取組状況についてでございます。

まず「1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況」の「(1) 借受者別の返還に関する手続の状況」でございます。

平成12年度以前に返還の始期を迎えたものは、条例上、一律免除となっておりますので、この表は平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権の返還手続の対象者について、その返還手続の状況を人数ベースでまとめたものでございます。

返還手続の対象者は借受者欄、左から2番目に掲げる1,404人となっております。

分類は、借受者1,404人を完納等と、令和2返還年度の手続の対象者に分け、そして、令和2返還年度の手続の対象者の状況を返還猶予、返還免除及び返還請求の三つに分け、さらに返還請求の状況を返還済と未返還に分けております。

表の下注 1 を御覧ください。

完納等とは、令和 1 返還年度までに完納又は全部免除となったことによって、令和 2 返還年度以降は手続が不要となった方でございます。

この完納等の方は、令和 1 返還年度末時点では 89 人であり、全体の 6.3 パーセントとなっております。

続いて、令和 2 返還年度の手続の対象者ですが、借受者 1,404 人のうち、完納等の 89 人を除いた方であり、1,315 人、全体で 93.7 パーセントでございます。

なお、令和 2 返還年度をもって完納等になる方は、今回の表では、返還の免除か返還請求に含まれており、来年 9 月末締め時点の報告時に完納等の欄に反映することとなります。

表の下注 2 でございますが、令和 2 返還年度をもって手続が終了した方は 103 人であり、令和 2 返還年度の終了時点では、完納等に掲げる 89 人と合せた 192 人、全体の約 13.7 パーセントが手続を終えていることとなります。

続いて、返還猶予は 1 人で、令和 2 返還年度の手続対象者の 0.1 パーセントとなっております。この 1 人については、収入の減少により猶予を受けておられます。

続いて、返還免除は 1,108 人。令和 2 返還年度の手続対象者の 84.2 パーセントで、令和 2 返還年度に免除決定を受けられた方と、令和 1 返還年度以前に、令和 2 返還年度分を含めて免除決定を受けておられる方の合計の人数であります。

続いて返還請求は、完納等、返還猶予及び返還免除のいずれにも当たらない方で 206 人、令和 2 返還年度の手続対象者の 15.7 パーセントとなっております。

表の下注 3 を御覧ください。

返還済とは、令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの令和 2 返還年度分までを完納している方で、返還請求のうち、令和 2 返還年度分までを完納された返還済の方が 189 人。令和 2 返還年度以前分の返還が完了していない、未返還の方が 17 人となっております。

9 月末の納期限時点の状況でございますので、未返還の 17 人が令和 2 返還年度以前分の滞納者、滞納された方ということになります。

表の下注 4 で未返還の 17 人の状況をまとめておりますが、未返還者のうち、令和 2 返還年度分から新たに滞納となった方は 13 人。この内訳は、返還金の未納付の方が 13 人となっております。

令和 1 返還年度分からの継続的な未返還者は 2 人おられ、そのうち分納誓約が 1 人、所在不明が 1 人となっております。

この分納誓約の 1 人については、令和 1 返還年度分が、令和 3 年 9 月までの分納誓約としていたものの、最終の 9 月分の納入がされておらず、返還金が未納付となっていました。10 月に納付をされております。

平成 30 返還年度分以降からの未返還者は 1 人。平成 29 返還年度以前からの継続的な未返還者は 1 人であり、いずれも返還金が未納付となっており、全体の未返還者数は合計 17 人となっております。

次に、「(2) 令和 2 返還年度分に係る免除、猶予及び返還請求の状況」でございます。

この表は、表の下注に記載のとおり、令和 2 返還年度の手続対象者 1,315 人について、返還の猶予、免除または返還請求のいずれかを行ったものの件数と金額を示したもので、(1) の人数ベースの表に対し、完納等を除いた令和 2 返還年度の手続対象者についての件数ベースの状況を示したものでございます。

件数とは、例えば高校と大学の両方の奨学金を利用されている方は 2 件とカウントするため、件数は

人数よりも多くなっております。

表の中の対応件数でございますが、注に記載のとおり、令和2返還年度分について、返還猶予、免除、返還請求のいずれかを行う必要がある総件数は1,640件、金額にして1億2,352万7,000円でございます。

返還猶予の件数は1件、金額にして20万円でございます。

返還免除でございますが、返還免除には、令和2返還年度に返還免除を決定した方だけでなく、平成28返還年度から令和1返還年度までに免除決定を行い、令和2返還年度も免除期間中である方の件数及び金額も含まれております。

件数は、1,370件、金額にして1億236万9,000円。全体に対する構成比は、件数で83.5パーセント、金額で82.9パーセントで、いずれも8割強という状況でございます。

次に、返還請求の件数は、269件、金額にして2,095万8,000円となっております。

全体に対する構成比は、件数で16.4パーセント、金額で17パーセントでございます。

この返還請求のうち、収入されたものが251件で、2,022万5,000円となっております。返還請求に占める収入の割合は、件数で93.3パーセント、金額で96.5パーセントとなっております。

一方、返還されずに未収入となっているものは、18件で73万3,000円、返還請求に占める割合は、件数で6.7パーセント、金額で3.5パーセントとなっております。

続いて、表の下に返還猶予の事由別の内訳を記載しておりますが、収入の大幅な減少による猶予が1件となっております。

次に、返還免除の事由別の内訳ですが、借受者の所得が基準以下による免除が1,370件となっております。

続いて、履行期限の延長の状況でございます。履行期限の延長とは所得が延長基準である生活保護基準の1.5倍以下には該当せず、返還免除とはなりませんが、経済的な負担に配慮し、総返還金額は変更せずに、返還期間を延長することによって、1年当たりの返還金額を最大半額にするという措置を取っているものであります。

この履行期限延長の件数は返還請求の269件のうち、所得が基準以下のためが28件で、22人となっております。

続いて「(3) 督促・催告の実施状況」と、「(4) 今後の法的措置対象者の見込み」についてでございます。こちらを報告するに当たり、返還金の滞納者への対応方法について御説明させていただきますので、資料の参考2を御覧いただけますでしょうか。

滞納が生じた場合、1に記載のとおり、履行期限の経過から3箇月後にまず督促を行い、その後、未納が続けば1年間をかけて催告を4回行い、それでも返還に応じてもらえない場合に特別催告を年2回行うこととしております。

次に、督促及び催告によっても返還に応じいただけない場合で、法的措置の規準である50万円以上の滞納、あるいは消滅時効の完成まで1年以内となった場合には、2に記載しているとおり法的措置を行うこととなります。

それでは、資料にお戻りいただけますでしょうか。

「(3) 督促・催告の実施状況」でございます。

表は督促及び催告の発行日ごとに対象とした滞納者の数、その滞り者に対して講じた措置の別、措置を講じた後にどのような返還手続が行われたかの内訳を示しております。

なお注3に記載しておりますが、所在不明や個別対応中のため、督促・催告を行っていない方がおられます。

表の内容ですが、令和2年12月1日に、6人の滞納者に対して、督促及び催告を行っております。この6人の内訳ですが、注2を御覧いただけますでしょうか。

令和1返還年度分の未納付の方は当初25人おられましたが、このうち21人は、督促を行う前に返還に応じられたため、督促の対象者は4人となりました。また表の下に記載のとおり、分納誓約が履行されなかったお一人に対しても督促を行い、合計5人に督促を行っております。

そして、平成30返還年度分からの未納となっている1人の滞納者に対しては、4回目となる催告を行っております。

この督促に対し、令和1返還年度分の滞納者4人は、2人が返還金を完納したことで滞納が解消され、残りの2人とは分納契約を締結しました。分納不履行の1人と平成30返還年度からの滞納者である1人は督促・催促に応じただけでおりません。

続いて、令和3年3月1日に、令和2年12月の督促に応じなかった分納不履行の滞納者1人に対して、1回目の催告を行いました。同人はこれにも応じていないため、令和3年6月1日に、3月1日に催告を送った滞納者1人に対して2回目の催告を、平成30返還年度分からの滞納者に対して特別催告を行いました。両人ともこれに応じませんでした。

なお、令和3年9月は、督促・催告の対象はいませんでした。これは、分納不履行者が注3に記載の個別対応中だったため、9月の催告は行わなかったものでございます。

次に、「(4) 今後の法的措置対象者の見込み」についてでございます。

滞納されている方のうち、今後も返還手続を取らずに滞納が続いた場合、3年以内に法的措置の基準に該当することとなる者の状況を、50万円以上の滞納と、1年以内に消滅時効を迎える債権の滞納に分けて示しております。

まず、アの50万円以上の滞納につきましては、表に記載のとおり、現在、平成30返還年度分、令和1返還年度分、令和2返還年度分の45万3,334円が滞納となっておられる方について、返還金の年額が21万3,335円であり、このまま令和4年9月末日が納付期限の令和3返還年度分も滞納された段階で、滞納額が50万円を超え、法的措置の対象となります。

この方とは、これまでから連絡を何度も取っているものの本人からの反応がなく、接触ができていない状況でございます。

続いて、イの1年以内に消滅時効を迎える債権の滞納につきましては、現在、該当者はおりません。

次に、「2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況（令和2年度決定分）」でございます。

平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権につきましては、条例の規定により、一律に返還を免除することとされており、免除の決定は、平成19返還年度分以降、履行期限が到来した債権ごとに毎年行っております。

また、お亡くなりになった借受者につきましては、判明した時点で、条例の規定により死亡による免除として、返還残額全額を一括して免除しております。

まず、「(1) の免除決定の対象（総額）」でございますが、18億3,403万5,630円でございます。このうち今回の令和2年度の決定分は、(2)に記載のとおり、4,244万8,705円となっております。

アとイは、それぞれ条例に基づく期限到来による一律免除と、借受者が亡くなった場合の全額の一括

免除の状況でございますが、今回の免除は、全てアの期限到来による一律免除であり、イの免除は該当がありませんでした。

最後に、(3)に記載のとおり、これまでの免除決定の総額は17億8,406万4,965円でございますが、これは(1)に記載の対象額の約97パーセントに当たります。

続いて、(参考1)でございますが、これは本年9月末日現在の返還年度別の免除、猶予及び返還請求の状況でございます。

まず、「1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況」につきましては、件数ベースの内容について、直近5年分のストック情報を一覧でまとめたものでございます。

続いて、これまでに返還猶予を行った事由別の内訳件数と返還免除の事由別の内訳件数とを、それぞれ5年分記載しております。

続いて、「2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」でございますが、こちらは直近5年分の条例に基づく一律免除分と死亡による免除分のストック情報となっておりますが、参考までに掲載させていただいております。

資料2の説明につきましては、以上でございます。

○宮川委員長

ありがとうございました。

それでは、只今の報告事項について、委員の方、御質問があればよろしくお願いいたします。

○木田委員

よろしいでしょうか。

○宮川委員長

木田委員、どうぞ。

○木田委員

御説明ありがとうございました。

コロナ禍で、事業を進められるのも難しいところがあったかと思います。事業の推進状態についてどうだったのか、少し心配しておりましたところ、未返還の方が一部いらっしゃいますけれども、全般的に見せていただいて、概ね順調に進めていただいているのではないかと印象を得ております。

2点、御質問をさせていただきます。

1点目は、平成13年度以降に返還の始期を迎えた方の取組状況について、直近5年分のところで、今後の対応が必要なところは未収入のところに書いてあるかと思いますが、平成30年度に1件、それから令和元年度に3件、それから、注3のところに、平成26年度に1件いらっしゃるということで、全部で5件、未収入になってるかと思われます。これは、それ以前の資料のところでも少し対応状況について御説明いただいておりますが、ここの資料との関係を補足していただければと思います。

2点目は、全体的なことになりますが、事業自体を始められて、相当な期間を経過しているかと思いますが、全体の奨学金の債権額がいくらあって、今、全体でどれくらいまだ残っているのかということと、今後、この事業自体がどのように進んでいくかという見込みを併せて、御説明いただけたら

と思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（森課長）

事業推進担当の森です。よろしくお願いいたします。着席して御説明をさせていただきます。

まず、木田先生から今ありました1点目の御質問に対して回答いたします。

平成30返還年度と令和1返還年度の未収入につきましては、先ほど説明を行いました50万円以上の滞納による法的措置の見込みにありまして、現時点で平成30返還年度以降が滞納になっておりまして、我々も機会あるごとに御本人や保証人の方に接触を試みているのですが、インターホンを鳴らしてもまったく応答していただかず、また、手紙を送っても反応していただけない状況です。

実際のところ、免除ができるかどうか、御本人と話ができていけませんので何とも言えませんが、申請期限が終了した返還年度については免除できないものの、これからの返還分について免除となる可能性もあるかと思えます。保証人と話をすると、親子間でも話ができないようで、苦勞している状況です。このままいきますと、法的措置ということにも近々なってきますので、何とか接触できないかと思っております。

次に、二つ目の平成26返還年度の未収入1件ですが、こちらにつきましては、後ほどの議題に挙がっております特別猶予に関わる案件ですので、後程、詳しく御説明をさせていただきます。

○事務局（後藤課長）

続きまして、奨学金の全体の債権の状況と今後の見込みについて、回答します。

まず、奨学金の全体像でございますが、返還対象となります平成19年度以降の返還分の奨学金が、総額で約40億3,000万円ございます。この内訳でございますが、平成12年度以前に返還の始期を迎えて、条例上、一律免除とされている分が約18億3,000万円ございます。そして、平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権が約22億円ございます。

一律免除分につきましては、18億3,000万円のうち、約17億8,000万円が手続を完了しており、こちらの進捗率は、金額ベースで約97パーセントとなっております。

この一律免除分につきましては、平成12年度以前に返還の始期を迎えているものでございますので、返還期間の20年を迎える債権は出てきていますが、返還猶予の関係で、返還の始期が、実際は平成12年よりあとになるケースがございまして、この一律免除の事務自体は、今後、令和8返還年度分の免除手続、会計年度で言いますと、現時点では令和9年度に完了する見通しとなっております。

続いて、返還請求を行う平成13年度以後に返還の始期を迎えた22億円の進捗状況であります。こちらにつきましては、令和2返還年度までに免除が15億4,700万円、返還請求が1億9,900万円、合計17億4,600万円が手続完了となっております。総額22億円に対して、約8割の金額となっております。

残りの約2割の返還請求につきましては、今後、一括返還、猶予、履行期限の延長といった手続によって、残りどれくらいの期間で事務が終了するかは変わってくるようになりますので、現時点で確定的な終了時期を示すことはできませんが、現時点の状況に則して申し上げますと、履行期限を延長されている方がこのまま延長されたとしまして、最終の返還年度は、令和26返還年度となっております。

履行期限の延長をされていない方の最終返還年度につきましては、返還の初期に猶予の適用を受けておられるということもあって、平成25返還年度から返還が始まった方が最後となられており、この方は、予定では令和14返還年度で終期を迎えられる予定となっております。以上でございます。

○木田委員

詳細な御説明ありがとうございました。前半の質問の件につきましては、今後とも、人権に配慮すべきセンシティブなところであるということ、またプラスアルファ、コロナということもあってなかなか進めていくのは難しいことだと思いますけれども、御説明いただきましたとおり期限があるということも考えていかなければならないことでございますので、引き続きよろしく願いいたします。

また、全般的なところであると、やはり猶予等の関係で20年以上事業が続く見込みということでございましたので、また体制等も御検討のうえ、ぜひ事業を円滑に進めていただければと思っております。ありがとうございました。

○宮川委員長

ありがとうございました。

委員の先生方、ほかにございますでしょうか。

私から、今、木田委員が聞かれたことへの説明の中でお聞きしますが、奨学金の貸与総額が約40億円で、平成12年以前に返還の始期を迎えているものについてはそのうち約18.3億円。返還猶予もあり、現時点で約97パーセントが免除済みということかと思います。20年で返還手続が終了かと思いますが、こちらも返還猶予の関係で終了の時期が後にずれる見込みとなるのでしょうか。

○事務局（後藤課長）

平成13年度以降に返還の始期を迎えた分については、今後、返還猶予をされる可能性もあり最終年度が見通せませんが、平成12年返還年度以前に返還の始期を迎えた分については、返還猶予によって返還の始期が遅れた方がいらっしゃり、令和8返還年度の免除手続で完了する見通しです。

○宮川委員長

どちらも猶予が関係するということですね。

○事務局（後藤課長）

平成12年度以前に返還の始期を迎えたものについて、一部、猶予をして返還の始期が後にずれた関係で、終期がそれに合わせて令和8返還年度になっています。平成12年度が返還の始期となったのであれば、単純に20年で返還の終期を迎えていることになりますが、今申し上げております猶予というのは、在学猶予という制度で、例えば高校に在学中に借りた奨学金が、平成12年度以前に返還の始期を迎えていて、引き続き大学に行かれて、その間は高校在学時の奨学金は返還猶予されます。高校在学時の奨学金の返還自体は、本来であれば平成12年度以前が返還の始期で一律免除の対象となりますが、大学に行かれてたことによって、その分、返還の開始時期が後にずれています。ただ、その分の奨学金については、平成12年度以前に本来返還の始期が始まっているものになるので、一律免除の対象になるということで、返還の終期が令和8返還年度となっています。

○宮川委員長

ありがとうございます。よく分かりました。

ほかにございせんか。

なければ、報告事項については以上とさせていただきます。

次に、次第にありますように、本日は意見聴取案件が1件ございます。

特別な事情による返還猶予に関する個別審査についてですが、個別事案の審議となりますので、借受者に対するプライバシーの保護が必要と認められますので非公開といたしますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

御異存ないということですので、非公開とさせていただきます。

それでは、今申し上げた個別審査については、後ほど非公開で行うことにいたしまして、先に次第の「その他」に進ませていただきます。

折角の機会ですので、全体を通じまして何かお気づきの点などございましたら、御意見をよろしくお願いいたします。

なければ事務局から何かありますか。

○事務局（山村室長）

少し後先になって申し訳ございませんが、本日の委員会の議事録につきましては、こちらで案を作成しまして、委員長に御確認いただいたうえで公表をしたいと思っておりますので、またよろしくお願いいたします。

次の委員会の開催についての御案内ですが、特に臨時の案件で御参集いただくようなことがなければ、また同じように12月ごろに開催して、令和3返還年度の取組状況の報告等をさせていただきたいと思っておりますので御了解いただきますようよろしくお願いいたします。

以下、特別な事情による返還猶予に関する審査として、個人情報に係らない質問及び回答の概要

○宮川委員長

特別な事情による返還猶予を認める要件について、説明してほしい。

○事務局（後藤課長）

現行の基準については、平成27年に開催した第14回の監理委員会で見直しを行ったものである。

手続を行う者が連絡対象者から借受者本人に移行する際、連絡対象者との関係で、借受者本人が条例等の規定による債務の免除又は猶予等の手続を定められた期限までに行うことができなかったことについて、やむを得ない理由があると認められた場合に、期限を超えた債務を猶予するものである。

○宮川委員長

連絡対象者に関する根拠は、何で決められているのか。

○事務局（森課長）

条例、規則及び要綱での取決めはなく、手続開始当初、窓口として便宜上決めたもので、保証人とは別の場合がある。

○渡邊委員

貸与時の申請書等に、連絡対象者が自身の立場で記載することはないのか。

○事務局（森課長）

連絡対象者とは、窓口を誰にするかということ聞き取った運用上のものであり、自筆のものはない。保証人については、貸与申請書や返還計画書に保証人の氏名を記載する欄がある。

○宮川委員長

返還猶予申請書とは別に、本人名義で特別な事情を説明する申立書が提出されたのか。

○事務局（森課長）

そのとおり、返還猶予申請書とは別に、申立書を提出いただいている。

○渡邊委員

申立書は、本人が書いているのか。

○事務局（森課長）

そのとおりである。

○宮川委員長

質問が以上であれば、委員会としての意見を取りまとめる。本件にはやむを得ない理由があるということで特別な事情による返還猶予を認めることに、異存ないか。

（異議なし）

○宮川委員長

それでは、委員会として承認することとする。